○北海道開発局における専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いに関する質問・回答

令和７年１月２９日更新

番号	項目	質問	回答
1	兼務対象工事	北海道開発局では、どのような場合に専任特例２号の監理技術者の兼務が可能となりますか。	北海道開発局の工事は、以下の条件を全て満たす場合に兼務が可能となります。 ・工事等級AB以下（等級制限がない場合はWTO対象基準額未満）である。 ・技術的難易度Ⅱ以下（機械・電気通信・営繕部門はⅢ以下）である。 ・兼務する工事のいずれかが年維持工事ではない。 ・同一開発建設部管内の工事同士である。 ・兼務する工事が２件以内である。
2	一括審査	一括審査方式における専任特例２号の監理技術者の兼務については可能となりますか。	監理技術者に手持ち工事がない場合においても、同一の一括審査対象工事間における兼務は不可となります。一方で、別の一括審査対象工事との兼務は可能となります。
3	監理技術者補佐の配置	監理技術者が工事を兼務しない場合でも補佐をつけることは可能でしょうか	配置することは可能ですが、建設業法上、監理技術者補佐とは認められません。
4	申請書類	監理技術者補佐の配置予定申請書は新様式が示されるのでしょうか。	申請様式に監理技術者補佐の項目を追加しました。
5	申請書類	業務分担・連絡体制等を記載した書類には、どのような内容を記載すればよいですか。	業務分担については、監理技術者制度運用マニュアルの表「主任技術者、監理技術者の職務」を参考にしていただければよいですが、連絡体制については、従来から提出されている連絡体制の書面に監理技術者補佐が適切に追加されていればよいと考えます。 実態に応じて適宜記載願います。
6	届出	現在施工中の工事に監理技術者として配置されている者が別の工事の監理技術者を兼務することとなった場合、どのような届出が必要ですか。	現場代理人等変更通知書を提出してください。
7	実績	今後、同種（より同種）工事の実績は監理技術者(専任)、監理技術者(兼任)の別は問わないのでしょうか。	現時点では専任・兼務別に同種（より同種）実績を問うことは考えておりません。
8	実績	監理技術者補佐を配置する場合、同種工事の実績は参加要件となるのでしょうか。	監理技術者補佐の同種実績は参加要件としません。
9	実績	「監理技術者補佐」は当該工事の監理技術者として実績を認めることが出来ますか？（以降の実績として活用できるか）	監理技術者補佐の当該工事の実績や工事成績はコリンズ上蓄積され、監理技術者補佐の実績として認められます。
10	コリンズ	コリンズには監理技術者（専任）（兼任）の別に登録するようになるのでしょうか。	専任・兼任を問わない登録となります。
11	コリンズ	専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐としてコリンズ登録できますか。	コリンズでの監理技術者補佐の登録は令和2年10月2日以降できるようになっております。
12	表彰	技術者の表彰等について、監理技術者が兼務として２本目の工事に参加する場合でも加点対象となりますか。	２本目の工事でも加点対象となります。

番号	項目	質問	回答
13	現場代理人	監理技術者補佐と現場代理人は兼務することはできますか。	可能です。
14	現場代理人	監理技術者制度運用マニュアルの監理技術者等の職務に「監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる」とありますが、「等」には専任特例１号および専任特例２号の監理技術者は含まれず、専任特例１号および専任特例２号の監理技術者は現場代理人になれないことで良いか。	監理技術者制度運用マニュアルや約款における現場代理人と技術者の兼務については、現場代理人の常駐義務緩和の範囲内に限られますので、専任特例１号および専任特例２号の監理技術者を配置する工事では、原則、専任特例１号および専任特例２号の監理技術者と現場代理人は兼務できません。 現場代理人の常駐義務緩和については、以下の点を全て満たす必要があります。 ①主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること ②発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること ③兼任する工事の件数が少数であること ④兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること 専任が必要とされない程度の規模・内容とされていることから、専任が求められる監理技術者を配置するような工事の現場代理人は他の工事現場代理人又は技術者等との兼任は認められません。
15	現場代理人	専任特例２号の監理技術者制度における現場代理人の兼務について １件目の工事①で監理技術者と現場代理人をＡ氏が兼務しており、更に受注した工事②もＡ氏が専任特例２号の監理技術者として兼務する以下のパターンの配置の場合、 ・パターン１ 　工事①　専任特例２号の監理技術者Ａ　監理技術者補佐Ｂ　現場代理人Ａ 　工事②　専任特例２号の監理技術者Ａ　監理技術者補佐Ｃ　現場代理人Ａ ・パターン２ 　工事①　専任特例２号の監理技術者Ａ　監理技術者補佐Ｂ　現場代理人Ｂ 　工事②　専任特例２号の監理技術者Ａ　監理技術者補佐Ｃ　現場代理人Ｃ ・パターン３ 　工事①　専任特例２号の監理技術者Ａ　監理技術者補佐Ｂ　現場代理人Ａ 　工事②　専任特例２号の監理技術者Ａ　監理技術者補佐Ｃ　現場代理人Ｃ の配置は認められますか。	・パターン１　認められません。 ・パターン２　認められます。 ・パターン３　認められません。
16	実績	専任特例２号の監理技術者を採用し、兼務が可能となった場合に、仮に専任特例２号の監理技術者が８０点の工事成績を付与された場合には、監理技術者補佐にも同様に８０点付与されるのでしょうか。又、現場代理人も同様な扱いとなるのでしょうか。	監理技術者補佐の当該工事の実績や工事成績はコリンズ上蓄積されます。 現場代理人については、従来通りです。
17	コリンズ	複数の工事に専任特例２号の監理技術者Ａと監理技術者補佐Ｂ、専任特例２号の監理技術者Ａと監理技術者補佐Ｃで入札参加して、結果１件のみ受注した場合には、監理技術者Ａでコリンズ登録し、申請時配置した監理技術者補佐ＢもしくはＣは登録しなくてもよいのでしょうか。	この場合、監理技術者Ａをコリンズ登録することになります。 なお、Ａを監理技術者（専任特例２号でない）としてコリンズ登録した場合、監理技術者補佐はコリンズ登録できません。
18	監理技術者と監理技術者補佐の配置	手持ち工事Ａに配置されている監理技術者Ａで、入札に参加する場合に、専任特例２号の監理技術者Ａと監理技術者補佐Ｂの組み合わせで複数工事の入札に参加することは可能でしょうか。（１件目落札後、残り全て無効）また、申請できる件数に制限はあるのでしょうか。	監理技術者として手持ち工事件数が１件である場合、監理技術者として複数工事の入札参加は可能です。 なお、申請できる件数に制限はありませんが、２件を超えての兼任はできませんので留意願います。
19	監理技術者と監理技術者補佐の配置	監理技術者Ａで入札に参加している途中に、別の複数工事が公告になり、専任特例２号の監理技術者Ａと監理技術者補佐Ｂで、その複数工事に参加する事は可能なのでしょうか。	複数工事に参加する事は可能です。 なお、２件を超えての兼任はできませんので留意願います。

番号	項目	質問	回答
20	監理技術者補佐の配置	工事落札後、契約前に申請書に記載した監理技術者補佐を同等以上の別の技術者に変更することは可能でしょうか？	可能です。ただし、監理技術者制度運用マニュアル二ー二(4)にあるとおり、契約後の途中交代は従来どおりの条件となります。
21	一括審査	一括審査方式での申請において、配置予定技術者の申請は1名のみに絞られますが、専任特例２号の監理技術者1名を配置したうえで監理技術者補佐を複数名登録し落札時にその中から選択することは可能でしょうか？	専任特例２号の監理技術者1名を配置したうえで監理技術者補佐を複数名登録し落札時にその中から選択することは可能です。 なお、同じ一括審査対象工事間での監理技術者の兼務は認められておりません。
22	監理技術者と監理技術者補佐の配置	一括審査方式ではない申請において、専任特例２号の監理技術者、監理技術者補佐を複数名ずつ配置予定技術者の候補として申請する場合、申請時に申請書上で記載した専任特例２号の監理技術者と監理技術者補佐の組み合わせのみが有効となるのでしょうか？ それとも候補として挙げた複数名ずつの中から自由に組み合わせることができるのでしょうか？	通常の監理技術者と同様、専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐についても、申請のあった複数名の候補から１名を自由に選択できます。
23	監理技術者補佐の配置	専任特例２号の監理技術者・監理技術者補佐での申請を行い複数の入札へ参加したが、結果として１本しか落札に至らなかった場合、監理技術者は通常の監理技術者へ変更となり監理技術者補佐の配置は求められなくなるのでしょうか？	１件の場合は監理技術者となりますので監理技術者補佐の配置は不要となります。
24	届出	手持ち工事Ａに配置されている現場代理人兼監理技術者Ａで、監理技術者の配置可能な入札に参加する時に、専任特例２号の監理技術者Ａと監理技術者補佐Ｂの組み合わせで入札に参加してＢ工事を受注した場合、手持ち工事Ａの現場代理人等変更通知書については、現場代理人をＣに変更、専任特例２号の監理技術者Ａ、監理技術者補佐をＣとして提出する事でよろしいでしょうか。その場合の提出日は、Ｂ工事の工期初日でよろしいでしょうか。	現場代理人C及び専任特例２号の監理技術者Aへの変更を現場代理人等変更通知書（様式第11号の2）、監理技術者補佐Cの通知を現場代理人等通知書（様式第11号）にて提出してください。 A工事とB工事への各通知書は、B工事の契約締結後すみやかに提出してください。
25	監理技術者の配置	同日開札の同一部局の複数案件に監理技術者として同時登録した場合は、1件落札した後に技術者の重複のために辞退届を提出していますが、落札した1件に監理技術者を配置し他の案件にも参加することとした場合は申請が必要でしょうか？	１件落札決定後、監理技術者配置の意思表示を確認しますので、監理技術者を配置することとした場合は、その旨を記載した書面（申出書）を提出してください。
26	監理技術者補佐の配置	入札済みで開札日待ちの工事Aと工事Bがあります。工事Aが先に開札日を迎えます。 工事Aと工事Bに監理技術者補佐（１）を申請書で提出しています。 工事Aを落札し、監理技術者補佐（１）を配置した場合、開札日前の工事Bは入札参加辞退届を出す必要がありますか？ 辞退届が必要ない場合、開札結果落札者となった場合は申請書で提出した技術者とは別の監理技術者補佐（２）を配置することは可能ですか？	工事Ｂに資格等を満たす監理技術者補佐を専任で配置することができれば、辞退する必要はありません。ただし、あらかじめその旨を発注者に申し出てください。
27	監理技術者の配置	監理技術者の配置について、以下のケースで配置が可能でしょうか。 Ａ：2つの工事の事業区分が相違している場合 Ｂ：2つの工事の工事区分が相違している場合	A、Bのケースどちらでも監理技術者の配置は可能です。資格要件を満たしていれば問題ありません。詳細は「北海道開発局における監理技術者の取り扱いについて」をご覧ください。
28	申出書	1. 提出時期 ： 落札済みの工事Aで監理技術者として配置した者を後日、同一管内の工事Bに配置しようとする場合、申出書を提出するタイミングはいつでしょうか。 2. 記入方法 ： ① 申出書の記載例はないでしょうか。 ② 工事Bの落札後には従来の『入札辞退届』に代えてこの申出書を提出するのでしょうか。	1：申出書は工事Bの落札後、直ちに発注部局契約課に連絡の上、当該契約課の指示に従い提出してください。 2.： ①北海道開発局ＨＰに申出書記載例を掲載いたしましたので、こちらをご確認ください。 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000ndeq.html ②申出書は、技術者重複による従来の『入札辞退届』を兼ねた様式となっております。